

公民館及び公民館類似施設の使用申込み受付期間等の変更について

1 対象施設

六合公民館、初倉公民館、金谷公民館、大津農村環境改善センター、伊久身農村環境改善センター、北部ふれあいセンター、初倉西部ふれあいセンター、川根地区センター

2 目的

- (1) 施設使用の申込みと減免申請の受付期限日を使用当日から使用日の前日（土日月祝日を除く）に変更することにより、使用許可に係る手続きの適正化を図る。

3 改正内容

【旧】	【新】
(使用の申込み) 第4条 (省略) 2 公民館の使用の許可の申込みの受付期間は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日までとする。	(使用の申込み) 第4条 (省略) 2 公民館の使用の許可の申込みの受付期間は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の前日（土日月祝日を除く）までとする。

4 改正した場合の影響（利用団体アンケート結果）

- (1) 施設の使用申込みは、使用予定日の2ヶ月前から申込みできますが、過去に使用日当日に申込みをしたことがありますか。

施設名	ある	ない	無回答
金谷公民館	8 (11%)	63 (89%)	0 (0%)
初倉公民館	9 (24%)	28 (76%)	0 (0%)
六合公民館	6 (11%)	51 (89%)	0 (0%)
大津農村環境改善センター	1 (10%)	9 (90%)	0 (0%)
伊久身農村環境改善センター	0 (0%)	5 (100%)	0 (0%)
北部ふれあいセンター	2 (11%)	16 (89%)	0 (0%)
初倉西部ふれあいセンター	4 (17%)	19 (83%)	0 (0%)
川根地区センター	3 (13%)	19 (83%)	1 (4%)
全体	33 (14%)	210 (86%)	1 (0%)

- (2) 使用申込みと減免申請は、許可及び決定に係る手続きに時間を要することがあるため、当日の使用申込みと減免申請の受付は取り止め、前日（土日月祝日を除く）までの期限に変更したいと考えますが、影響がありますか。

施設名	ある	ない	無回答
金谷公民館	6 (8%)	65 (92%)	0 (0%)
初倉公民館	6 (16%)	30 (81%)	1 (3%)
六合公民館	2 (4%)	54 (95%)	1 (2%)
大津農村環境改善センター	1 (10%)	9 (90%)	0 (0%)
伊久身農村環境改善センター	0 (0%)	5 (100%)	0 (0%)
北部ふれあいセンター	0 (0%)	18 (100%)	0 (0%)
初倉西部ふれあいセンター	0 (0%)	23 (100%)	0 (0%)
川根地区センター	0 (0%)	22 (96%)	1 (4%)
全体	15 (6%)	226 (93%)	3 (1%)

5 改正までの経過

- (1) 公民館運営審議会・運営委員会での説明（5月～7月）
- (2) 利用状況調査、影響分析（7月～8月）

6 今後のスケジュール（案）

- (1) 公民館運営審議会・運営委員会での説明（9月～10月）
- (2) 条例施行規則（案）の条例審議会での審議（11月）
- (3) 定例教育委員会議決（12月）
- (4) 市民への周知（広報しまだ、公民館だより、チラシ掲示、市ホームページ）（1月～3月）